

情報通信機器等の取得価額等に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	( )
----------------------------	--------	-----	-----

別表六の二十付表 平十九・四・一以後終了連結事業年度分

資 産	種 類	1					
	情報通信機器等の名称	2					
区 分	取得又は賃借の年月日	3	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	事業の用に供した年月日	4	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7					
リ ー ス 費 用	リ ー ス 料 (月額)	8					
	リース契約期間の月数	9	月	月	月	月	月
	リース費用の総額	10	円	円	円	円	円
	改定リース費用の総額 $(10) \times \frac{60}{100}$	11					
情報通信機器等の概要							

## 別表六の二(十)付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が平成18年改正法附則第132条（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧効力措置法」といいます。）第68条の15第6項又は第7項（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「種類1」には、情報通信機器等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「情報通信機器等の名称2」には、平成18年改正措置法規則附則第20条（連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法規則第20条の5の2第1項各号に掲げる情報通信機器等の名称を記載します。
- 3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額6」には、法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 4 「リース契約期間の月数9」は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- 5 「リース費用の総額10」には、リース情報通信機器等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該リース情報通信機器等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。
- 6 「情報通信機器等の概要」には、その減価償却資産が、平成18年旧効力措置法第68条の15第1項に規定する情報通信機器等に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。